

社会的動向

◇社会福祉法一部改正の対応のポイント（令和3年4月）

- ◆ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項の追加

【市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項】

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

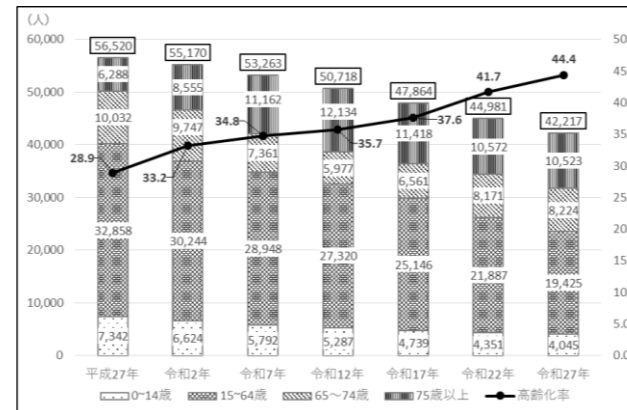
◆ 重層的支援体制整備事業の創設

※重層的支援体制整備事業とは、ひとつの世帯で複数の課題（8050世帯や介護と育児のダブルケアなど）を抱えた地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業

日高市の現状

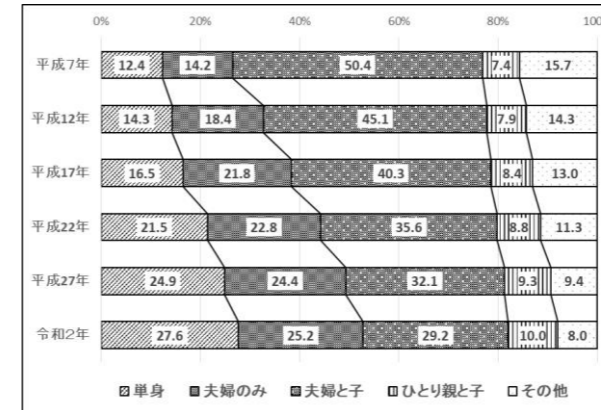
◇人口減少及び高齢化の進展【平成27年→令和27年】

- ◆「人口」(H27) 56,520人→(R27) 42,217人
- ◆「高齢化率」(H27) 28.9→(R27) 44.4
- ◆「75歳以上の人口」(H27) 6,288人→(R27) 10,523人



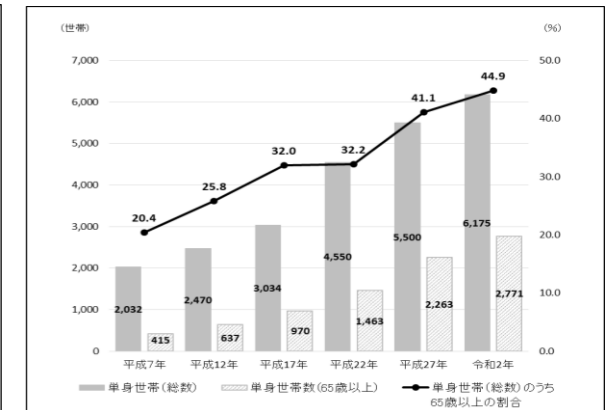
◇世帯の多様化【平成7年→令和2年】

- ◆「単身」(H7) 12.4%→(R2) 27.6%
- ◆「夫婦のみ」(H7) 14.2%→(R2) 25.2%
- ◆「夫婦と子」(H7) 50.4%→(R2) 29.2%

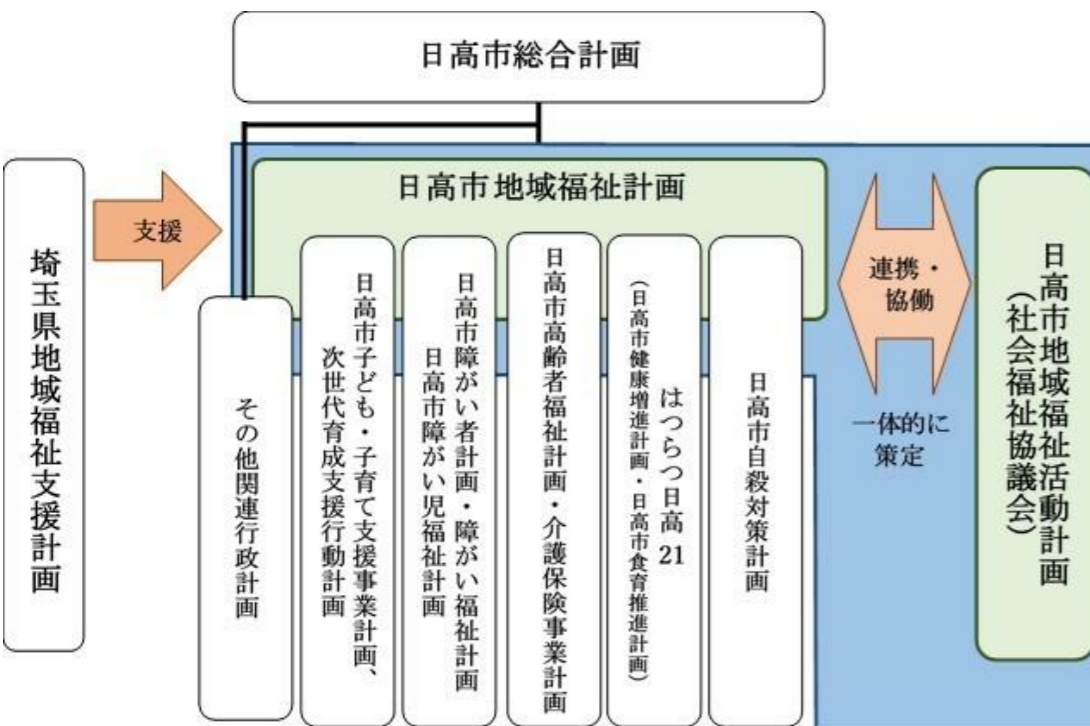


◇一人暮らしの65歳以上の増加

- 【平成7年→令和2年】
- ◆「単身世帯における65歳以上の世帯」(H7) 415世帯→(R2) 2,771世帯
- (H7) 20.4%→(R2) 44.9%



第4次計画の位置付け



計画期間

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度(5か年計画)

基本理念

第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の基本理念の「誰もがつながる地域づくり」を踏襲し、さらに、包括的な支援体制の構築に向けた取組等を推進することで、地域住民や多様な主体等とのつながりによる安心と支え合いの地域づくりを目指します。

第4次計画の構成

